

京 都 大 学 人 権 委 員 会 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学人権委員会規程</b> (平成16年達示第147号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(部局人権委員会)</p> <p>第6条 部局(各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。))第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。))に定める施設等をいう。))をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。))、<u>事務本部(組織規程第57条第1項の監査室を含む。))及び各共通事務部をいう。))</u>に、当該部局における人権問題等の防止に関し必要な事項及び人権問題等が生じた場合の対応を行うことを目的とする委員会(以下「部局人権委員会」という。))を置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(部局の長の責務)</p> <p>第7条 部局の長(事務本部にあっては、総務担当の理事)は、人権問題等が生じた場合は、被害者の救済及び再発防止に努めるとともに、教職員、学生について不適切な行為が確認された場合は、その者に対して適切に対処しなければならない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(部局人権委員会)</p> <p>第6条 部局(各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。))第3章第7節から第11節まで(第47条の2の規定により定める組織のうち図書館機構を除く。))に定める施設等をいう。))をいい、<u>組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。))、各共通事務部及び監査室をいう。))</u>に、当該部局における人権問題等の防止に関し必要な事項及び人権問題等が生じた場合の対応を行うことを目的とする委員会(以下「部局人権委員会」という。))を置く。</p> <p>2・3 (同 左)</p> <p>(部局の長の責務)</p> <p>第7条 部局の長(<u>組織規程第47条の規定により定める組織(グローバル・エンゲージメント・オフィス及び情報環境機構を除く。))、第47条の2の規定により定める組織(プロボストオフィス及び学務部に限る。))及び第47条の3の規定により定める組織(成長戦略本部及び環境安全保健機構を除く。))</u>にあっては、総務担当の理事)は、人権問題等が生じた場合は、被害者の救済及び再発防止に努めるとともに、教職員、学生について不適切な行為が確認された場合は、その者に対して適切に対処しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和8年達示第32号)</p> <p>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学におけるコンプライアンスに関する規程</b> (平成24年達示第65号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(コンプライアンスに関する総長等の責務)</p> <p>第5条 総長は、本学におけるコンプライアンスの推進、充実及び強化に努めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 部局の長(事務本部(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第57条第1項の監査室を含む。))にあっては、総務担当の理事)は、当該部局におけるコンプライアンスの推進、充実及び強化を図るものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>京都大学におけるコンプライアンスに関する規程</b> (平成24年達示第65号)</p> <p>(コンプライアンスに関する総長等の責務)</p> <p>第5条 総長は、本学におけるコンプライアンスの推進、充実及び強化に努めるものとする。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 部局の長(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第47条の規定により定める組織(グローバル・エンゲージメント・オフィス及び情報環境機構を除く。)、第47条の2の規定により定める組織(プロボストオフィス及び学務部に限る。))及び第47条の3の規定により定める組織(成長戦略本部及び環境安全保健機構を除く。))並びに第57条の組織にあっては、総務担当の理事)は、当該部局におけるコンプライアンスの推進、充実及び強化を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和8年達示第32号)</p> <p style="text-align: center;">この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程</b> (平成15年達示第43号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号</p>	<p style="text-align: center;"><b>京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程</b> (平成15年達示第43号)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1)～(7) }</p> <p>(8) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号</p>

改 正 前	改 正 後
<p>において「組織規程」という。) 第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。) <u>事務本部(組織規程第57条第1項の監査室を含む。)</u> 及び各共通事務部をいう。</p> <p>(9)~(11) (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(部局情報セキュリティ責任者)</p> <p>第5条 部局に部局情報セキュリティ責任者を置き、当該部局の長 <u>(事務本部にあつては、最高情報セキュリティ責任者が指名する者)</u> をもって充てる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学寄附金取扱規程</b> (平成16年達示第99号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>(1) } (2) } (3) }</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。) <u>並びに事務本部</u>をいう。</p>	<p>において「組織規程」という。) 第3章第7節から第11節まで(第47条の2の規定により定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。) <u>各共通事務部及び監査室</u>をいう。</p> <p>(9)~(11) (同 左)</p> <p>(部局情報セキュリティ責任者)</p> <p>第5条 部局に部局情報セキュリティ責任者を置き、当該部局の長をもつて充てる。</p> <p>2 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則(令和8年達示第32号) この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1) } (2) } (3) }</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条の2の規定により定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいう。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(中 略)</p> <p>(寄附金の申込み)</p> <p>第4条 寄附金の申込みをしようとする者は、所定の事項を記載した申込書を当該申込先の部局の長（<u>事務本部にあつては、寄附の目的に応じ、所掌する理事又は副学長。以下同じ。</u>）に提出するものとする。</p> <p>(受入れの決定)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 部局（<u>事務本部を除く。以下この項、第9条第2項及び第10条第2項において同じ。</u>）の長は、前項の受入れを決定するに当たっては、あらかじめ当該部局の教授会又はこれに代わる機関（以下「教授会等」という。）の議を経るものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(寄附金の申込み)</p> <p>第4条 寄附金の申込みをしようとする者は、所定の事項を記載した申込書を当該申込先の部局の長に提出するものとする。</p> <p>(受入れの決定)</p> <p>第5条 (同 左)</p> <p>2 部局の長は、前項の受入れを決定するに当たっては、あらかじめ当該部局の教授会又はこれに代わる機関（以下「教授会等」という。）の議を経るものとする。</p> <p>附 則（令和8年達示第32号） この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>
<p><b>京都大学助成団体助成金取扱規程</b> (令和5年達示第17号)</p>	
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（<u>第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）<u>並びに事務本部</u>をいう。</p> <p>(中 略)</p> <p>(受入れの申出)</p> <p>第5条 本学の教職員は、助成団体から助成金を</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条の2の規定により定める組織のうち図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>(受入れの申出)</p> <p>第5条 本学の教職員は、助成団体から助成金を</p>

改正前	改正後
<p>受け入れようとするときは、所属する部局の長 <u>(事務本部にあっては、寄附の目的に応じ、所掌する理事又は副学長。以下同じ。)</u>に申し出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) } (略)</p> <p>(2) }</p> <p>(受入れの決定)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 部局<u>(事務本部を除く。以下この項において同じ。)</u>の長は、前項の受入れを決定するに当たっては、あらかじめ当該部局の教授会又はこれに代わる機関（以下「教授会等」という。）の議を経るものとする。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程</b> (平成26年達示第59号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>2～5 }</p> <p>6 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（<u>第47条第1項</u>に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）<u>、事務本部及び各共通事務部をいう。</u></p> <p>(中 略)</p>	<p>受け入れようとするときは、所属する部局の長に申し出なければならない。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(受入れの決定)</p> <p>第6条 (同 左)</p> <p>2 部局の長は、前項の受入れを決定するに当たっては、あらかじめ当該部局の教授会又はこれに代わる機関（以下「教授会等」という。）の議を経るものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和8年達示第32号） この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>2～5 }</p> <p>6 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条の2の規定</u>により定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）及び各共通事務部をいう。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(研究公正部局責任者)</p> <p>第4条 部局に、当該部局における公正な研究活動の推進等に関し総括し、並びに研究公正教育及びその実施体制の整備等を行うため、研究公正部局責任者を置き、部局の長（<u>事務本部</u>にあつては、担当理事。以下同じ。）をもって充てる。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p><b>国立大学法人京都大学利益相反マネジメント規程</b></p> <p>(平成25年達示第79号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>(1)～(4) }</p> <p>(5) 「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。<u>この項において「組織規程」という。</u>）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（<u>第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、<u>事務本部（組織規程第57条第1項の監査室を含む。）</u>及び各</p>	<p>(研究公正部局責任者)</p> <p>第4条 部局に、当該部局における公正な研究活動の推進等に関し総括し、並びに研究公正教育及びその実施体制の整備等を行うため、研究公正部局責任者を置き、部局の長（<u>組織規程第47条の規定により定める組織（グローバル・エンゲージメント・オフィス及び情報環境機構を除く。）</u>、<u>第47条の2の規定により定める組織（プロボストオフィス及び学務部に限る。）</u>及び<u>第47条の3の規定により定める組織（成長戦略本部及び環境安全保健機構を除く。）</u>）にあつては、担当理事。以下同じ。）をもって充てる。</p> <p>2～5 (同 左)</p> <p>附 則（令和8年達示第32号）</p> <p>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1)～(4) }</p> <p>(5) 「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。<u>以下「組織規程」という。</u>）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条の2の規定により定める組織のうち図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、<u>各共通事務部及び監査室</u>をいう。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>共通事務部をいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(部局の長の責務)</p> <p>第4条 部局の長（<u>事務本部</u>にあつては、総務担当の理事）は、当該部局の教職員等における利益相反マネジメントに関し統括する。</p> <p>(後 略)</p> <p>京都大学におけるライフサイエンス研究等に係る倫理の保持、安全の確保等に関する規程</p> <p>(平成27年達示第72号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「部局」とは、研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（<u>第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）をいう。）<u>、事務本部及び各共通事務部をいう。</u></p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(6) (同 左)</p> <p>(部局の長の責務)</p> <p>第4条 部局の長（<u>組織規程第47条の規定により定める組織（グローバル・エンゲージメント・オフィス及び情報環境機構を除く。）</u>、<u>第47条の2の規定により定める組織（プロポストオフィス及び学務部に限る。）</u>及び<u>第47条の3の規定により定める組織（成長戦略本部及び環境安全保健機構を除く。）</u>並びに<u>第57条の組織にあつては、総務担当の理事</u>）は、当該部局の教職員等における利益相反マネジメントに関し統括する。</p> <p>附 則（令和8年達示第32号） この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「部局」とは、研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条の2の規定により定める組織のうち図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）をいう。）及び各共通事務部をいう。</p> <p>2～5 (同 左)</p>

改正前	改正後
<p>(中 略)</p> <p>(総長等の責務等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 総長は、前項の事務を部局の長（<u>事務本部</u>にあっては、研究倫理担当の理事（以下「担当理事」という。））。以下同じ。）に委任することができる。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学化学物質管理規程</b> (令和3年達示第66号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（<u>第47条第1項</u>に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、<u>事務本部及び各</u>共通事務部をいう。</p> <p>(部局の長の責務)</p>	<p>(総長等の責務等)</p> <p>第4条 (同 左)</p> <p>2 総長は、前項の事務を部局の長（<u>組織規程第47条の規定により定める組織（グローバル・エンゲージメント・オフィス及び情報環境機構を除く。）</u>、<u>第47条の2の規定により定める組織（プロボストオフィス及び学務部に限る。）</u>及び<u>第47条の3の規定により定める組織（成長戦略本部及び環境安全保健機構を除く。）</u>）にあっては、研究倫理担当の理事（以下「担当理事」という。））。以下同じ。）に委任することができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和8年達示第32号） この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) 「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条の2の規定により定める組織のうち図書館機構を除く。）</u>に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、各共通事務部及び<u>監査室</u>をいう。</p> <p>(部局の長の責務)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第3条 部局の長<u>（事務本部にあつては環境担当の理事。以下同じ。）</u>は、当該部局における化学物質の管理を総括するとともに、化学物質の管理に関し必要な指導及び啓発を行う。</p> <p>（後 略）</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学排水・廃棄物管理等規程</b> （昭和54年達示第11号）</p> <p>（前 略） （定義）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 この規程において「部局等」とは、各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（<u>第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）<u>並びに事務本部</u>をいう。</p> <p>（中 略） （部局等の長の職務）</p> <p>第4条 部局等の長<u>（事務本部にあつては、環境担当の理事。以下同じ。）</u>は、当該部局等に係る排水・廃棄物の管理等に関し、別表第2に掲げる事項を行う。</p> <p>2～4 （略） （後 略）</p>	<p>第3条 部局の長は、当該部局における化学物質の管理を総括するとともに、化学物質の管理に関し必要な指導及び啓発を行う。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和8年達示第32号） この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 （同 左）</p> <p>2 （同 左）</p> <p>3 この規程において「部局等」とは、各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条の2の規定により定める組織のうち図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>（部局等の長の職務）</p> <p>第4条 部局等の長は、当該部局等に係る排水・廃棄物の管理等に関し、別表第2に掲げる事項を行う。</p> <p>2～4 （同 左）</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和8年達示第32号） この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>